

日本学生支援機構寄附金事業 「JASSO 災害支援金」の ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから

寄せられた寄附金を基に

「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 災害支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

JASSO 災害支援金の申込みは、学校の担当窓口へ



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ

自然災害等で居住する住宅に半壊以上等の被害発生（学生・生計維持者）



申請書類提出（学生⇒学校）



推薦（学校⇒JASSO）

※データの送信と推薦書類の郵送



日本学生支援機構（JASSO）での審査



審査結果の通知（JASSO⇒学校⇒学生）



「JASSO 災害支援金」の振込み

日本人学生 （ JASSO ⇒ 学生 ）

外国人留学生（JASSO⇒学校⇒学生）



受領報告書の提出（学校⇒JASSO）※外国人留学生のみ

JASSO 災害支援金

1.本事業の目的

自然災害等により、学生又はその生計を維持する者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた場合に、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が実施する事業です。

2.申請資格

次の(1)～(3)**全て**に該当する学生（学部学生・大学院生・通信教育部学生・外国人留学生）。

(1)日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。

(2)自然災害等の発生により、**居住する住宅**（当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、**半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）**若しくは**床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下、「長期避難」という。）した場合。**

(3)学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している学生を除く。）に発生した災害は対象外です。

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ JASSO の貸与・給付奨学金利用の有無は問いません。また、他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

3.支給額

10 万円 ※ 返還不要

4.申請書類

申請書類は次の中央大学公式 Web サイトの奨学金ページからダウンロードしてください。

【参考】JASSO 災害支援金に関する日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>



【本学公式 Web サイト> 学生サポート> 奨学金】

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/>



5.支援金の申請方法

指定の申請書類を中央大学の各担当窓口（下記参照）まで提出してください。

6.申請書類の提出期限

自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して6か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中である必要があります。

災害	大学への書類提出期限
令和7年台風第22号に伴う災害 【東京都】 島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、 島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村（法適用日：令和7年10月8日）	2026年3月9日（月）
令和7年9月12日からの大雨に伴う災害 【三重県】 四日市市（法適用日：令和7年9月12日）	2026年2月12日（木）
令和7年台風第15号等に伴う災害 【静岡県】 静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、 牧之原市、榛原郡吉田町（法適用日：令和7年9月5日）	2026年2月5日（木）
令和7年9月2日からの大雨にかかる災害 【秋田県】 北秋田郡上小阿仁村、南秋田郡五城目町（法適用日：令和7年9月2日）	2026年2月2日（月）
令和7年台風第12号に伴う災害 【鹿児島県】 南さつま市（法適用日：令和7年8月21日）	2026年1月21日（水）
令和7年8月20日からの大雨にかかる災害 【秋田県】 仙北市（法適用日：令和7年8月20日）	2026年1月20日（火）
令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害 【石川県】 金沢市（法適用日：令和7年8月7日） 【鹿児島県】 霧島市（法適用日：令和7年8月7日）	2026年1月14日（水）
令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害	2026年1月14日（水）

【北海道】

函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二世郡八雲町、山越郡長万部町、寿都郡黒松内町、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払町、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡豊頃町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町
(法適用日：令和 7 年 7 月 30 日)

【青森県】

八戸市、三沢市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町 (法適用日：令和 7 年 7 月 30 日)

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町 (法適用日：令和 7 年 7 月 30 日)

【宮城県】

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町 (法適用日：令和 7 年 7 月 30 日)

【福島県】

いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町 (法適用日：令和 7 年 7 月 30 日)

【静岡県】

静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町 (法適用日：令和 7 年 7 月 30 日)

【三重県】

鳥羽市、志摩市（法適用日：令和 7 年 7 月 30 日）	
令和 7 年台風第 8 号に伴う災害 【沖縄県】 島尻郡南大東村、島尻郡北大東村（法適用日：令和 7 年 7 月 27 日）	2025 年 12 月 20 日（土）
トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害 【鹿児島県】 鹿児島郡十島村（法適用日：令和 7 年 7 月 3 日）	2025 年 12 月 3 日（水）

7.審査結果の通知および支援金の支給について

JASSO における審査結果（支給の可否）は、大学から通知します。また、支給対象者には、JASSO から指定口座に支援金が振り込まれます。

※ 審査結果は、申請書類を大学で受領した月の翌月の上旬頃に個別に連絡します。

※ 支給日は審査結果通知により通知します（概ね通知の 1 週間以内）。

8.申請書類の提出先（各担当窓口） ※ 不明な点は各担当窓口までお問合せください。

申請書類は、各担当窓口まで、必ず記録が残る郵送方法（書留，簡易書留，特定記録，レターパック，レターパックライト等）でお送りください。

ご連絡・ご質問は下記お問い合わせフォームよりお願いします。

※ 順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

対象	担当窓口	お問い合わせフォーム QR コード
多摩・茗荷谷 キャンパス通学生	奨学課（多摩キャンパス 6 号館地下 1 階） 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48	
在留資格「留学」の学生※	国際センター（多摩キャンパス 11 号館 2 階） 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=55	
後樂園・市ヶ谷田町 キャンパス通学生	都心学生生活課（後樂園キャンパス 1 号館 1 階） 〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44	
ロースクール通学生	法科大学院事務課（市ヶ谷キャンパス） 〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町 42-8 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26	
ビジネススクール通学生	ビジネススクール事務室（後樂園キャンパス 3 号館 13 階） 〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=27	

通信教育部学生	通信教育部事務室教務課（多摩キャンパス 10 号館） 〒192-0351 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/current/contact/online/	
---------	---	---

※ 後樂園キャンパスに通学している在留資格「留学」の学生は理工学部事務室へ書類を提出してください。